

策定の趣旨

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、平成18年4月「川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画」を策定し、3年毎に見直しを図り、令和3年度に「第5次」の取組が終了となることから、名称を「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」に変更した。

策定経過

国の指針で、メンタルヘルスクアは、衛生委員会において十分に調査審議を行い、策定することが示されていることから、令和2年度から令和3年度にかけて川崎市教職員健康管理検討委員会及び部会において取組の評価・分析を行い、その内容をもとに、川崎市立学校教職員安全衛生委員会で調査審議をし、策定した。

策定内容の主な変更・追加点

- 名称の変更
- 三つの目標と評価指標を設定
- 取組期間 3年から4年に変更

教員の健康に関する現状

本指針は、本市教育委員会所属の教職員（教員、学校事務職員（高等学校除く）、学校栄養職員）を対象とするが、確認できる各種統計データは教員のものが大半で、また全教職員に占める割合は教員が8割を占めていることから、ここでは教員のデータを示している

- **時間外在校等時間について**：H31年度からICカードによる出退勤管理が開始 →月80時間超の64%は中学校教員（R2年度）→産業医面接の強化 H31年度92名 R2年度263名実施
本市教員の睡眠時間（H31年度アンケート83校、2556名回答）5時間以上6時間未満42.0%、5時間未満21.8%
- **精神及び行動の障害による休職者の割合**：職員数に占める休職者の割合が全国平均より高い（H31年度 全国0.59% 本市1.05% 都市部は多い傾向あり） 職員数に対する休職者の校種別割合（R2年度）：小学校0.96% 中学校0.74% 高校1.24% 特別支援1.00%
- **精神及び行動の障害による長期療養者**：1か月を超える長期療養者80名（R2年度） 内訳：男性26名 女性54名
- **ストレスチェック結果**：受検率は高い（R2年度）学校教職員安全衛生委員会97.0% 教育委員会96.4%（参考 本市全体93.7%）
総合健康リスク89点（R2年度） 全国平均100より良好
仕事量・コントロールのリスクは高いが職場のサポートが良い

基本方針

- 1 全ての教職員を対象にメンタルヘルスに関する研修・啓発を進め、教職員自らがこころの健康を保ち続けられるようセルフケア及びヘルスリテラシーの向上を図ります
- 2 労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、職場のストレス要因の把握、軽減に努め、教職員が健康で働きやすい環境づくりを推進します。
- 3 メンタルヘルス不調の教職員へ早期に相談支援を行い、重症化を防止するとともに、休職者へ専門的な支援を行います。さらに、早期の回復と円滑な職場復帰・再発防止を目指します。

目標	評価指標	主な取組
目標1 セルフケア・ヘルスリテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断受診率98%以上 ● ストレスチェック受検率98%以上 ● 定期健康診断結果及び時間外在校等時間において、産業医による面接指導等が必要と判断された教職員の面接指導等100%実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健診等健診とストレスチェックの受診・受検勧奨 ● GIGA 端末を有効活用した面接、普及啓発及び研修等の実施 ● 教職員の健康意識及び生活習慣の把握・分析 ● 産業医等の面接・相談等の実施 ● 休暇取得状況、時間外在校等時間の把握
目標2 健康で働きやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全衛生委員会の月1回実施100% ● 職場安全衛生検討会の年2回実施100% ● ストレスチェック集団分析結果の共有と職場環境改善の検討100% ● 睡眠に関する職場啓発及び睡眠時間5時間未満の教職員数ゼロ ● ストレスチェック集団分析結果から健康リスク（職場の支援）の平均80点以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全衛生委員会の適正な実施と年1回の「こころの健康」の研修又は意見交換の実施 ● 安全衛生委員会の実施内容の把握と「こころの健康」に関する研修支援、講師派遣 ● 日常の疲労を回復するための睡眠量・質のモニタリング及び対策の実施 ● ストレスチェック集団分析結果に基づく現状分析及び職場環境改善等の対策の検討・実施 ● 職場環境改善の取組に活用できるツール及び好事例の紹介
目標3-1 メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応・療養支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健相談員による新任教職員等面談100% ● 保健相談員による復職後面談の実施100% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不調の兆候が見られる教職員への気づきと対応 ● 早期に気づく身近な支援者を育成する仕組みづくりの検討 ● 保健相談員による新任教職員等への巡回相談の充実強化 ● 管理職と保健相談員による復職者への確実な支援 ● 保健相談員の人材育成及び相談の質の向上
目標3-2 メンタルヘルス不調者の円滑な職場復帰・再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 復職後6か月以内の再発ゼロ 	
教職員、管理職（校長、副校長及び教頭）、産業保健スタッフ（健康推進室）、人事担当（教職員人事課）、安全衛生委員会、教育委員会		
指針の進捗管理		
学校教職員安全衛生委員会において評価指標に基づき、進捗状況を報告し、審議する。 職員健康管理検討委員会を開催し、教育委員会としての総括的評価をする。		

課題

- 精神及び行動の障害による休職者の割合は全国平均よりも高く、中でも女性の割合が高いことから重点的な対策が必要である。
- 時間外在校等時間が減らず、睡眠時間が短い傾向があり健康問題が懸念される。
- 上司、職場のサポートを活かした不調者への早期対応と、産業保健スタッフと早期に連携した支援の強化が求められている。
- 管理職による確実なラインケアと職場全体で見守り支え合う仕組みづくりが必要である。
- 学校のニーズに応じた機動的な支援に向けて、健康推進室の体制整備が求められている。

対策

- 1次～3次予防を円滑に行うための情報提供・研修等の充実
- 「四つのケア」を効果的に推進するための健康推進室の支援体制の整備
- 各学校の学校安全衛生委員会等による取組の実態把握と取組の推進・強化
- 学校、学校教職員安全衛生委員会、産業保健スタッフ、教育委員会の関係部署の相互連携による職場全体で見守り支えあう効果的な支援策の検討
- 社会情勢や学校の状況の変化に合わせた対策

「四つのケア」とは

1. セルフケア：自らが行う心の健康の保持増進のための活動
2. ラインケア：管理職による職員への相談対応や働きやすい職場環境づくりの活動
3. 産業スタッフ等によるケア：健康推進室などが行う相談・教育・支援
4. 教育委員会以外の資源によるケア：医療機関（主治医）などが行う支援